

社保シリーズ

# 歯周治療用装置②

5

社保研究部

今回は、今次の診療報酬改定で算定要件が緩和された歯周治療用装置からブリッジ形態の装置を解説した。今回は床形態の装置とデンチャーへの移行について解説する。

## 症例解説

保険診療で算定が認められている歯周治療用装置とは、重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周精密検査を実施した患者に対し、治療中の咀嚼機能の回復および残存歯への咬合の負担の軽減などを目的に装着する装置と定義されている(重度の歯周病の定義は2014年11月15日号参照)。

床義歯形態のものはP病名の他にMT病名が必要である。装置の印象採得、咬合採得、装着料、修理、義管、歯リハ1などは算定できない。欠損歯数にかかわらず、1装置につき750点を算定する。簡単に考えると、欠損歯数に関わらず定額750点のパーシャルデンチャーということになる。もちろん、すでに装着されている旧義歯を利用して床義歯形態の装置として装着することもできる。

床義歯に付属する人工歯、鉤、バーなどは算定できる(10/15)。

また、先に装着した床義歯形態の歯周治療用装置に増歯修理する場合は、修理にかかる印象採得、咬合採得は算定できないが、新たに使用した人工歯、鉤は別途算定できる(10/22, 29)。

歯周組織検査の結果、最終補綴物の製作に着手できる状態になれば、床義歯形態の歯周治療用装置の装着から6カ月以内であっても、有床義歯の製作は認められる(疑義解釈参照)。

また、患者の都合などで治療中断した場合は未来院請求ができる。

【歯周治療用装置についての疑義解釈】  
千葉県 1985年2月19日 社担

(問) 床義歯形態のものを装着後6カ月以内の有床義歯の製作は認められるか。

(答) 認められる。

(問) 冠形態のものの材質に規定はあるのか。

(答) 購入して使用する場合は、厚生省の認可を受けている材料で行う。

(問) 床義歯形態のものの修理、床裏装は認められるか。

(答) 認められない。

愛知県 1991年 社指

(問) 床義歯形態のものを装着後、新たに欠損を生じた場合、追歯を行い咬合を回復した場合、人工歯、鉤等の算定はよいが、義歯修理の算定はできないか。

(答) 修理の算定はできない。

歯周治療用装置にかかる印象採得、咬合採得、装着料、装着材料は算定できない。

歯周治療用装置に付属する人工歯、クラスプ、バーなどは算定できる。

歯周治療用装置に増歯修理にかかる印象採得、咬合採得は算定できないが、新たに使用した人工歯、クラスプは別途算定できる。

歯管の文書提供は原則として4カ月に1回以上出せばよいが、歯周基本治療終了後の検査時は、文書提供が必要になる。

床義歯形態の歯周治療用装置の装着から6カ月以内であっても、有床義歯の製作は認められる。

部位	傷病名	診療開始日
$\frac{3+35}{7-53+35-7}$	P <sub>2</sub>	2014年10月14日
$\frac{744}{44}$	P <sub>3</sub>	2014年10月14日
65 67	MT	2014年10月14日
74	P <sub>3</sub> →MT	2014年10月22日
〔主訴〕 歯が動いて咬めない。		
〔所見〕 全体的に歯石沈着、歯肉に発赤・腫張が認められる。		

月日	部位	療法・処置	点数
10/14		初診	234
	$\frac{74+5}{7-7}$	パノラマX-Ray パ電	402
		〔4〕に垂直性の骨吸収と全体的に歯石沈着認む。	/
		P精検(検査結果略)	400
	7-7	SC (66+38×2)	142
		歯管(文書提供:添付)	110
		P基処	10
	$\frac{3-5}{5-3 3-5}$	TFix(エナメルボンドシステム) (200×2)	400
	65 67	歯周治療用装置 imp, BT	/
10/15		再診	45
	$\frac{74+5}{7-7}$	歯清	60
	74+5	SC (66+38×2)	142
	65 67	歯周治療用装置set	750
	65 67人工歯(レジン歯)		27
	7 5	二腕鉤(不銹鉤) (149×2)	298
	43	双子鉤(不銹鉤)	209
		屈曲バー(不銹鉤)	287
10/22		再診	45
		歯周治療装置の着脱時に74 が脱落	/
	7-4 67	歯周治療用装置修理imp	/
	$\frac{3+5}{7-7}$	P精検(検査結果略) (400×50/100)	200
	3+5	SRP (60×6+64×2)	488
10/29		再診	45
	7-4 67	歯周治療用装置set	/
		74 人工歯(レジン歯)	14
		3 二腕鉤(不銹鉤)	149
	1-7	SRP (60×3+64×2+72×2)	452
10月分 4日分 4,909点			
11/5		再診	45
	7-1	SRP (60×3+64×2+72×2)	452
11/15		再診	45
	$\frac{3-5}{5-3 3-5}$	TFix除去 (30×2)	60
	$\frac{3+5}{7-7}$	P精検(検査結果略) (400×50/100)	200
		歯管(文書提供:添付)	110
		P基処	10
		次回、経過良好ならPDimp	/
11/24		再診	45
		〔4〕の動揺軽減を認む。	/
	7-4 67	補診(診断内容略)	100
		連imp(個人トレー+アルジネート)	228
		次月にPDset予定	/
11月分 3日分 1,295点			